

坂東市ネーミングライツ事業優先候補者審査基準

坂東市では、ネーミングライツ事業優先候補者の選定に際し、以下の基準により審査を行います。

1 ネーミングライツ事業優先候補者審査手順

(1) 施設等を所管する課による審査

施設等を所管する課は、提出された書類等について応募資格等審査を行います。

(2) ネーミングライツ事業審査委員会による審査

ネーミングライツ事業審査委員会（以下「委員会」という。）は、前記（1）の審査結果を含め項目別審査を行い、総合的に審査をします。

2 審査方法等

(1) 応募資格等審査

施設等を所管する課は、提出された書類等について、全ての応募者を対象に審査を行います。

なお、次の①から③までの要件に1つでも該当する場合は、失格とします。

① 提出された書類等に漏れなどの不備がある場合

② 応募者が、坂東市ネーミングライツ事業実施要綱（以下「要綱」という。）第3条に規定する「規制業種又は事業者」に該当する場合

③ 応募者の提案する愛称について、要綱第4条に規定する「愛称の表記範囲」に反する愛称を提案した場合

(2) 項目別審査

応募資格等審査の結果、要件を全て満たしていると判断された応募者を対象に、委員会において、項目別審査を行います。

ア 委員会の構成

要綱第7条に規定する職員等を審査員とします。

イ 審査項目等

審査員が審査する審査項目及び審査内容並びに点数の配点は、別表1のとおりとします。

ウ 評価基準

評価基準は、別表2のとおりとします。

エ 候補者の審査における最低基準

スポンサーとなる応募者を適切に判断するため、最低基準を定めることとします。最低基準としては、別表2に規定する命名権料項目(配点40点)を除く、他4項目(合計配点60点)を対象とすることとし、評価が標準以上であることを目安とします。

オ 採点手順

審査員は、応募者ごとに、審査項目及び審査内容の採点を行います。次に、審査項目に対する各審査員の採点を平均し、その平均点を当該審査項目の点数とします。

※平均点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで算出します。

(3) 総合評価

委員会は、項目別審査の採点の結果、(2)エの規定により、最低基準以上の応募者で、総合点数(100点満点)が最も高いものを、ネーミングライツ事業の優先候補者として最も適しているものとして、市長に報告します。

総合点数が同点だった場合は、「命名権料」「契約期間」「愛称」の順に審査項目の点数が高い応募者を市長に報告します。

3 失格条件

- (1) ネーミングライツ優先候補者としての適否を審査中に、応募資格を失くした場合
- (2) 提出書類等に虚偽の内容が記載されていることが発覚した場合

別表 1 (審査項目等)

	審査項目	審査内容	配点
1	命名権料	応募金額の妥当性	40点
2	契約期間	提案期間の妥当性	15点
3	愛称	親しみやすさ、呼びやすさ施設等のイメージや設置目的との整合性等	15点
4	経営の安定性	応募者概要及び財務諸表又は決算報告書等による経営状況、安定性等	15点
5	社会貢献等	社会貢献等の理念、地域活動等の実績、今後の計画等	15点
合計点			100点

別表 2 (評価基準)

(1) 命名権料を除く審査項目

評価	評価基準	算出方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.80
C	標準的である	配点×0.60
D	やや劣る	配点×0.40
E	劣る	配点×0.20

(2) 応募金額

応募金額が最高の応募者を1位として40点を付与し、2位以下は、その応募金額を1位の金額で除して算出した率を40点に乗じて得た点数を付与する(小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで算出します。)